

# 令和3年度 ひたちなか市立大島中学校の部活動に係る活動方針

## 1 部活動の意義

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。さらに、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す「生きる力」を育む一助となるものである。

また、異年齢間の交流の中で、生徒同士や教師、部活動外部指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて根気強く取り組んだりするなど、人間形成に資するものである。

## 2 部活動の目的

活動を通し、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、地域や社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。

従って、体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、生徒に寄り添い適切な指導や支援をすることによって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わったりできるようにする。また、挨拶やマナー、準備や後片付けなどの指導を通して、社会の一員として必要な資質を養う。

## 3 部活動の在り方

「学習指導要領（平成29年告示）」や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」「茨城県 運動部活動の運営方針（H30.5 茨城県教育委員会）及び一部追記（H30.8）」「ひたちなか市運動部活動方針（H30.10 ひたちなか市教育委員会）」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な活動を計画するとともに、体罰や暴言、ハラスメント等の根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、部活動外部指導員を積極的に活用し、より専門的で充実した部活動の実施を目指す。

## 4 指導と体制

部活動の運営は、指導する側だけでなく、生徒の意見を反映させることが重要である。従って、練習計画や練習内容を含め「安全で楽しく活動するためのルールを生徒たちに考えさせ、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

### （1）活動計画及び実施報告書の作成

「ひたちなか市運動部活動方針（H30.10 ひたちなか市教育委員会）」に則り、顧問は、年間計画及び毎月の活動計画を作成する。

計画表を生徒・保護者、校長等に知らせることで、活動内容の把握、安心・安全な活動の徹底を図る。また、校長へ実績報告書を提出し、安心・安全な部活動の在り方について指導を受ける。

## (2) 活動及び日数

活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活が送れるよう、学期中（授業日）は、週当たり2日以上休養日を設ける。

- ①平日は、月曜日を部活動休養日とする。ただし、学校行事等で変更となることがある。
- ②週末は、1日以上を休養日とし、週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。
- ③1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（長期休業日も同様）は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④学校閉庁日及び年末年始は、休養日とする。
- ⑤平日の朝練は、原則として行わない。

ただし、関東大会や全国大会出場に向けた朝練は、保護者の同意を得て計画を立て、校長が期間を定め許可する。

- ⑥夏季休業中の活動日数は、20日間以内とする。

## (3) 指導及び引率体制

- ①活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具・器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。
- ②1年間の大会やコンクールなどへの出場の見直しを行い、生徒、教員（指導者）共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の負担を軽減する。特に運動部活動においては、総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1か月当たり1大会程度とする。
- ③対外試合等による校外への移動については、公的交通機関（貸切バス、タクシーを含む）を利用し、集合及び解散場所は学校を原則とし、教員の引率を厳守する。

## 5 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動

運動部 : 陸上部 野球部 サッカー部 バasketボール部男子・女子  
バレーボール部男子・女子 ソフトテニス部男子・女子  
卓球部男子・女子 ソフトボール部

文化部 : 吹奏楽部 美術・文芸部 パソコン部

大会にのみ参加するために設置する運動部

水泳部 体操部

## (2) 年間完全下校時刻

期 間	下校時刻	期 間	下校時刻
4月～9月	18：15	2月	17：30
10月	17：30	3月	18：00
11月～1月	17：00	夏休み・冬休み	17：00

## 6 テスト期間中の部活動

原則として定期テスト2日前は、活動停止期間とする。

## 7 部活動に関する連絡

顧問が文書を作成（起案）し、生徒及び保護者等に配付する。緊急時または軽微な内容の場合は、学校メールを活用し、顧問の判断で配信する。

## 8 部活動の服装

運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考慮し、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。

## 9 熱中症による事故防止

熱中症事故防止のために、こまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理を優先した指導に努める。また、「気象庁の高温注意情報」及び「環境省熱中症予防情報サイト（暑さ指数 WBGT）」等にも十分留意し、活動の中止や延期の対応を検討する。

特に暑さ指数が31℃以上の場合は、活動を行わない。また、暑さ指数簡易測定器を用い、適宜確認しながら活動の目安とする。